５月16日から５月31日までの間における要請等（県内全域）

別紙１

（１）外出・往来について

外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを県民に呼びかけていく。

また、５月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくよう、県民に「ＳＴＡＹ信州」を呼びかけていく。

　　ただし、特定警戒都道府県への移動、往来については自粛するよう要請する（特措法第24条第９項）。

（２）接待を伴う飲食業等について

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、５月21日まで施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請を継続する（特措法第24条第９項）。

５月22日以降は、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を要請する（特措法第24条第９項）。

（３）運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続

　その他の運営する施設に対しては、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第24条第９項）。

また、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知・徹底を図る。

（４）観光・宿泊施設等について

５月31日までの期間においては、観光・宿泊施設等に対し、感染防止策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

|  |
| --- |
| ○　営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼する。○　特定警戒都道府県に向けた営業活動は行わない。○　博物館、美術館、観光施設等においては、特定警戒都道府県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。 |

　　　　また、パチンコ店など、特定警戒都道府県からの来場が生じやすい業種に対しては、特定警戒都道府県からの利用を可能な限り行わせないよう協力を依頼する。

（別表）

施設の使用停止（休業）の要請等を行う接待を伴う飲食業等について

※１　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第１項第11号の遊興施設等にあたるもの

※２　接待を伴うものに限る

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 施設 | 要請内容 |
| 遊興施設等※1 | キャバレー | 施設の使用停止（休業）及び催物の開催の停止の要請を継続 |
| ナイトクラブ |
| ダンスホール |
| スナック※２ |
| バー※２ |
| ダーツバー※２ |
| パブ※２ |
| 性風俗店 |
| ライブハウス |